少年事件の実名報道は許されるのか

五十嵐 一美

- 1. はじめに
- 2. 少年法の規定について
- 3. 実例
 - (1)実名報道が問題となった判例―堺市通り魔殺人事件―
 - ①事案の概要
 - ②判旨
 - ③まとめ
 - (2)推知報道が問題となった判例―長良川リンチ殺人事件―
 - ①事案の概要
 - ②判旨
 - ③まとめ
 - (3)改正後の特定少年の実名報道
- 4. 私見
- 5. おわりに
- 1. はじめに

少年法 61 条は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のときに犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と規定し、少年の実名報道を禁止している。しかし、2021 年に行われた改正少年法 68 条は「第 61 条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。」と規定して、18 歳・19 歳の実名報道を一部可能とした。

このようにして、少年法は厳罰化へと進んでいる。また、世論も少年法の厳罰化に賛成する声は多い。少年の実名報道について、インターネットなどで調べる中でも、実名報道を禁止する少年法に対して、厳しい意見が多く見られた。その中でも、「被害者は実名なのに、なぜ罪を犯した少年は匿名なのか」「実名報道をした方が、世間から厳しい目が向けられるから、更生に繋がるのではないか」「少年を甘やかしている」といった意見が多く書き込まれていた。しかし、このような世間の意見は正しいのだろうか、実名で報道することの意味とは何か、という疑問が生じた。そこで、実名報道をすることは少年の更生に繋がるのか、実名報道に社会的利益はあるのか、本レポートでは少年事件の実名報道について考えてい

く。

2. 少年法の規定について

上記でも述べたように、少年法 61 条は少年の実名報道を禁止している。その趣旨は主に 2 つある。1 つ目は、少年やその家族のプライバシー等を保護すること、2 つ目は、少年の 立ち直りを図ることである。成人と比較して、傷つきやすく可塑性に富んでいる少年にとって、実名での報道は弊害が大きい。そのため、実名報道を禁止することで、少年が社会復帰 をしやすくなるように配慮がなされている。

また、改正少年法は 18 歳・19 歳の少年を特定少年と定義した。そして、少年法 68 条は特定少年のときに犯した罪により公訴が提起された場合、実名報道が可能になると規定する。今までは匿名で報道されていたかもしれない事件でも、同条の要件に当てはまれば、実名報道が可能となる。

しかし、少年法 61 条は必ずしも遵守されていない。そこで、実名報道がされた事例と推 知報道がされた事例、また、改正少年法により実名報道された事件をそれぞれ挙げていく。

3. 実例

(1)実名報道が問題となった判例―堺市通り魔殺人事件―

①事案の概要

平成 10 年 1 月、大阪府堺市の路上でシンナーを吸引した当時 19 歳の少年が、包丁で通 学途中の女子高校生を切りつけ重症を負わせ、さらに、送迎バスを待っていた幼稚園児、そ の母親を次々と刺し、園児を死亡させた。少年は犯行時、シンナーの常用者だった。その後、 少年は現行犯逮捕され、家裁送致後、検察官送致を経て殺人罪で起訴され、懲役 18 年の有 罪判決が確定した。

一方、平成10年2月、月刊誌「新潮45」がこれについて、その誌面に、少年の実名・年齢・住居・顔写真等により、本人であることが特定される内容の記事を掲載した。すると、少年は実名報道をした新潮社と記事を執筆した高山文彦氏に対して、不法行為による損害賠償請求と謝罪広告の掲載を請求した。

②判旨

大阪地裁平成 11 年 6 月 9 日では、不法行為の成立を認め、新潮社に対して慰謝料の支払いを命じた。本件は、少年法 61 条に反し、本人であることが分かるような方法で、一般人がその立場に立てば公開を欲せず一般の人には未だ知られていない事項や顔写真等が、新聞紙その他の出版物に掲載されて広く公表された場合、それが例外なく直ちに被掲載者に対する不法行為を構成するとまでは解しえないとしつつ、成人の場合と異なり、本人であることが分かるような方法により報道することが、少年の有する利益の保護や少年の更生といった優越的な利益を上回るような特段の公益上の必要性を図る目的があったか否か、手

段・方法が右目的からみてやむを得ないと認められることが立証されない以上、その公表は 不法行為を構成し、被掲載者は右公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることがで きるというべきであると示した¹。

しかし、大阪高裁平成 12 年 2 月 29 日の判決は、表現の自由とプライバシー権の侵害との調整においては、少年法 61 条の存在を尊重しつつも、なお、表現行為が社会の正当な関心ごとであり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならないと言わなければならないとして、本件の記事はプライバシー権等の侵害には当たらないと示した²。

③まとめ

地裁では、プライバシーあるいは更生といった少年の利益と表現の自由という利益の調整について、少年の利益を上回る特段の事情がないとみなして少年の利益を優先した。しかし、高裁では表現内容・方法が不当なものか否かに着目して、表現の自由を優先させたのである。

(2)推知報道が問題となった判例―長良川リンチ殺人事件3―

①事案の概要

少年は平成6年9月から10月にかけて、成人又は当時18歳、19歳の少年らと共謀の上、連続して犯した殺人、強盗殺人、死体遺棄等の4つの事件により、起訴された。これについて「週刊文春」が、少年の実名と類似した仮名を用いて、法定での様子、犯行態様の一部、経歴や交友関係等を詳細に記載したところ、この記事により、名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたとして、少年が損害賠償の請求をした。

②判旨

第一審では損害賠償請求を一部認容とした。理由は以下の通りである。まず、本件記事で使用された仮名は、少年の実名と類似しており、社会通念上その仮名の使用により同一性が秘匿されたと認めることは困難である上、本件記事中に、出生年月、出生地、非行歴や職歴、交友関係等少年と合致する事実が詳細に記載されているから、少年と面識を有する特定多数の読者及び少年が生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者は、それが少年を指していることを容易に推知できるものと認めるのが相当であるとした。また、本件記事は少年法 61 条が禁止する推知報道であり、事件当時 18 歳であった少年が当該事件の本人と推知されない権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益の擁護が強く優先される特段の事情を認めるに足りる証拠は存しない。

¹ 大阪地裁平成 11 年 6 月 9 日家庭裁判月報 51 巻 11 号 153 頁。

² 大阪高裁平成 12 年 2 月 29 日判例時報 1710 号 121 頁。

³ 最判平成 15 年 3 月 14 日民集第 57 巻 3 号 229 頁。

しかし、最判平成 15 年 3 月 14 日の判決は破棄差し戻しとして、不法行為を認めなかった。理由は以下の通りである。少年法 61 条の推知報道の禁止に反するかについては、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきところ、本件記事は、少年について、当時の実名と類似する仮名が用いられ、その経歴等が詳細に記載されているものの、少年と特定するに足りる事項の記載はないから、少年と面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、少年が当該事件の本人であることを推知することができるとは言えない。また、少年法 61 条によって保護されるべき少年の権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情を認めることはできないという原審の判断は、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があると示された。

③まとめ

この判例も、堺市通り魔殺人事件と同様、原審では少年の利益と社会的利益を比較考量して、社会的利益よりも少年の利益が優先された。しかし、その後の最高裁は、社会的利益を 擁護する要請が強く優先されるべきである特段の事情を認めることはできないという原審 の判断を否定して、社会的利益を優先にした。

(3)改正後の特定少年の実名報道

改正少年法により、特定少年が実名報道された事案も出てきた。2021年10月、甲府市で50代の夫婦が殺害され、自宅が全焼した事件について、計画的で残虐さを極め、結果も重大であることから、19歳の少年が起訴後に実名で報道4された。また、2022年3月1日、大阪府寝屋川市で20歳の専門学生が刃物で刺されて殺害された事件について、強盗致死罪により18歳と19歳の男2人を起訴し、これも実名報道5に至っている。

4. 私見

上記の実例から、私は少年の利益よりも社会的利益・表現の自由が優先されるべき場合と はどのような時なのか、また、実名で報道することにどのような意味があるのかという疑問

⁴ 『甲府夫婦殺害で「特定少年」実名公表 1 9歳男起訴』産経新聞(2022, 4, 8)<u>甲府夫婦</u>殺害で「特定少年」実名公表 1 9歳男起訴 - 産経ニュース (sankei.com)(2023, 1, 20 閲覧)

⁵ 『寝屋川 20 歳男性死亡事件で「特定少年」2 人の実名公表、大阪地検全国 2 例目』産経新聞(2022, 4, 28)<u>寝屋川 2 0 歳男性死亡事件で「特定少年」2 人の実名公表、大阪地検全国 2 例目 - 産経ニュース(sankei.com)(2023, 1, 20 閲覧)</u>

が生じた。結論から先に述べると、私は少年又は特定少年の実名報道について慎重になるべ きであると考える。

確かに、事実を公表する報道の自由は憲法 21 条の表現の自由に含まれており、重要な権利である。また、報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものだ。したがって、このような表現の自由や国民の知る権利を蔑ろにしてはならない。また、国の最高法規である憲法が保障する自由を、安易に制限をすることもできない。しかし、少年の実名あるいは少年だと推知できる情報を公表しなくとも、事件の概要を報道し、国民に伝えることは可能である。事件を実名報道することが不可能であるがゆえに、報道機関がその事件を報道出来なくなるわけではなく、また、国民が事件について概要を知ることも妨げられるわけではない。

さらに、「実名で報道したほうが、世間から厳しい目で見られるから少年の更生に繋がるのではないか」という意見もある。しかし、実名で報道することが、本当に少年の更生に繋がるのだろうか。令和2年版犯罪白書には、令和元年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を就学・就労別状況に調査した結果がある。まず、保護観察処分少年について、就学や就労している人の再処分率はそれぞれ10.5%、15.1%であるのに対して、無職の少年は52.9%と高くなっている。また、少年院仮退院者についても、就学・就労をしている人がそれぞれ11.8%、15.2%なのに対して、無職の少年は41.5%であり、比較すると再処分率が高くなっていることが分かる。この結果から、更生が終了したとしても、社会に出て居場所がない少年は再処分率が高く、再非行・再犯をする恐れも高くなるのではないかと考える。

もし万が一、少年事件において実名報道をした場合、現代では SNS の普及によって実名が半永久的に残ってしまう。それが原因で就職が困難になり、社会で居場所を見つけられなかった場合、この結果から見ると再非行・再犯をする恐れが高くなることが懸念される。以上の理由から、少年の実名報道に少年の更生は期待できないのではないかと考える。

また、長良川リンチ殺人事件から、「その者が当該事件の本人であることを推知できる」という文言について、誰を基準として考えるのかという疑問が生じた。この点について、私は、不特定多数の一般人に限らず、少年と面識を有する特定多数の読者、及び少年らが生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者だけの場合も含めるべきだと考える。なぜなら、更生の余地がある少年ができる限り社会復帰しやすい環境を作る必要があるからだ。上述したように、少年の推知あるいは実名報道によって社会復帰がしにくくなり就職先が見つからないとなった場合、社会に居場所がない少年は再処分率が高いことから、再非行・再犯をする可能性が高い。これを防ぐためには、少年の推知・実名報道はできる限り控えて、社会復帰がしやすい環境を作っていく必要がある。

-

⁶ 法務総合研究所『令和 2 年版犯罪白書』<u>令和 2 年版 犯罪白書 第 5 編/第 2 章/第 5 節/4</u> (moj.go.jp)(2023. 1. 19 閲覧)

5. おわりに

表現の自由や国民の知る権利は憲法で保障されている非常に重要な権利であり、安易に制限をすることは許されない。しかし、少年の社会復帰を支えてあげることも、私たち社会にとってまた重要である。少年事件について報道する際、実名又は推知報道をしなくとも、報道機関は事件の概要を報道することができるし、また、国民もこれを知ることもできる。さらに、犯罪白書の再処分率の調査の結果から、無職のように社会に居場所がない少年の再処分率は非常に高く、再非行・再犯をすることが懸念されるため、実名報道に再犯防止や更生などといった効果は期待できないと考えられる。

以上の理由から、少年事件の実名・推知報道をしても、そこから得られる社会的利益は少ないのではないかと考えられるため、私は少年事件の実名報道には、慎重になるべきだと考える。